

秋田市災害対策基本条例ができました

災害に備えて心をひとつに

市では、安心して暮らせる地域社会の実現をめざす「秋田市災害対策基本条例」を制定しました。

2月議会で、「秋田市災害対策基本条例」が制定されました(施行は7月1日)。この条例では市民(事業者)と市の役割を明確にしている、みんなが心をひとつに、連携して災害対策に取り組むことで、安心して暮らすことができる地域社会をめざします。この条例で定められていることは次のとおりです。

基本理念は

“自助・共助・公助”

自助▼市民一人ひとりが、自分の責任で自分の身を災害から守ること

共助▼市民みんなが、お互いに助け合い、お互いを災害から守ること

公助▼市が、市民を災害から守るための施策を行うこと

自助 ～自分を守る

- ① 自宅の耐震性を確保する
- ② 家具などが転倒・落下しないよう工夫する
- ③ 災害時の初期対応に必要な物、食料品などの備蓄品を用意する
- ④ 連絡方法や集合する場所、避難場所・経路を家族で確認しておく



共助 ～助け合う

- ① 市民は、自主防災組織を結成して、その活動に積極的に参加する
- ② 自主防災組織は、地域住民や消防団、事業者と協力して防災活動を行い、住民の安全確保に努める



茨島七丁目町内会の避難訓練

安心して暮らせる 秋田市

公助 ～市民を守る

- ① 市は、市民を災害から守るための施策を推進する
- ② 高齢者や障がい者など災害時に援助を必要とするかたの情報を、一定の範囲で地域の団体と共有する
- ③ 防災知識の普及や防災訓練の実施を積極的に行う
- ④ 危険箇所や避難場所など災害対策に関する地図を市民に提供する
- ⑤ 災害時に必要な物資を計画的に備蓄する
- ⑥ 被災者支援ボランティアが円滑に活動できるように体制を確立する

問い合わせ

防災安全対策課

☎(866)2021



市と秋田県警察本部、(株)秋田放送、(株)エフエム秋田は、大災害が起きたときに市と県警が収集した災害情報をラジオの通常番組に優先して放送する協定を締結しています。

秋田市災害対策基本条例の全文はホームページでご覧いただけます。
<http://www.city.akita.jp/city/gn/ds/>



新庁舎のイメージ図

平成25年度の着工に向けて

新庁舎の基本設計が完成

広報あきた1月20日号でお知らせした新庁舎の基本設計案に対して、ご意見をお寄せいただきありがとうございます。このたび、みなさんのご意見を踏まえて建設基本設計が完成しました。ご覧になりたいかたは、新庁舎建設室へご連絡ください。また、ホームページでも公開しています。

新庁舎建設室 ☎(866)8915
 ファクス ☎(866)8916
<http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/op/sekkei/>

建設の基本コンセプト

- ① 市民に親しまれ、市民サービスの向上を実現化する、ユニバーサルデザイン(※1)を取り入れた、人によさしい庁舎
 - ② 防災拠点施設となる安全・安心な庁舎
 - ③ 環境共生へ取り組む地球にやさしい庁舎
 - ④ 秋田の地域性を生かし、周辺環境と調和した庁舎
 - ⑤ ライフサイクルコスト(※2)の低減を実現化する庁舎
 - ⑥ 今ある資産を活用し、長く使い続けられる庁舎
- ※1 誰でも使いやすいデザイン
 ※2 建物の生涯費用



おもなご意見と回答

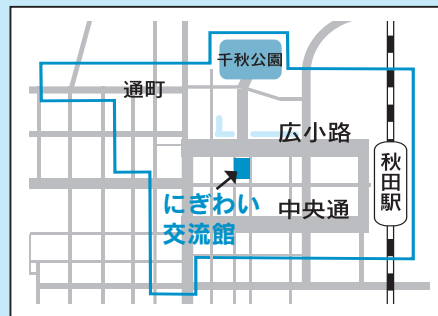
意見▼住民票や介護の申請などで、あちこちの窓口を回るのは大変。高齢者、身体障がい者や外国人に配慮し、出入り口に近い一か所の窓口で一度用件を伝えるだけですべて終わるようにしたい。
回答▼新庁舎には、基本コンセプトである市民サービスの向上を実現するため、複数の届け出や手続きを一か所で行える総合窓口を設置します。誰にも分かりやすく利用しやすい総合窓口となるよう、その具体的な手法・手続きなどの検討を進めています。

意見▼西に面した室内は、夏場はかなり暑くなると思われるが、西日対策はどうなっているのか。ブラインドなどの対策はさけるべきである。
回答▼深いひさしなどでの対策を検討します。

意見▼部長室を廃止したり執務室を見えるようにして、公開性をもたせるべきである。
回答▼部長室や廊下の仕切り壁などをなくして、見通しが良いオープンな窓口と執務空間にします。

中心市街地への出店を支援

県内の中小企業者などを対象に、秋田駅前から大通、通町にかけての中心市街地区域内(右地図参照)の空き店舗※1や空きテナント※2への出店に対し、下表の内容で補助します。申請方法など、詳しくは商工労働課へお問い合わせください。☎(866)2429
<http://www.city.akita.akita.jp/city/in/pr/>



補助対象費用	補助の割合	補助限度額	
空き店舗への出店	店舗の改装費	対象事業費の5分の2以内	200万円
	宣伝広告費	〃	20万円
	設備リース費	〃	10万円
店の経営指導を専門家に依頼する費用	対象事業費の5分の4以内	40万円	
大型商業施設内の空きテナントの入居費(賃料、共益費)	対象事業費1か月分の2分の1以内(補助は1年間)	250万円	

- ※1 空き店舗…商店街の区域内にある建物の1階部分で、道路に面しているもの
- ※2 空きテナント…大規模小売店舗立地法の届け出を行っている大型商業施設内にある、3か月以上使用者のいないテナント

にぎわい交流館でカフェを運営しませんか



7月21日(木)オープンのにぎわい交流館AU(あう)で、カフェ・ラウンジを運営するかたを募集します。応募条件など詳しくはお問い合わせください。

店の規模など 面積▶約100㎡ 座席▶4人掛け8卓
営業時間▶午前10時～午後7時(通年)

応募締切 4月27日(金)午後5時30分

問 あきたまちづくり共同企業体 ☎(874)7500